

8. 災害等発生時の議会運営

（1）被災により通常の議会運営が行えない場合

○開催日の変更については、以下のような対応を検討する。

①休会の日に開催する。

②議事日程を作成し、定例会議（集中審議期間）の日程を変更する。

○執行部側の議場出席者を極力最小限としたり、配布資料を簡略化したりするなど、執行部側の負担を軽減するよう配慮する。

（2）議員が被災等した場合

（交通網の寸断や感染症の拡大防止のため登庁できない場合も含む）

■本会議の運営

◆ [定足数が確保できないとき]

執行部と調整のうえ、臨時会議を開催する。

■常任委員会及び特別委員会の運営

◆ [定足数が確保できないとき]

- オンライン委員会の開催により定足数を確保できる場合は、オンライン委員会を開催する。
- 新たな開催日を委員長が定める。

■議会運営委員会の運営

◆ [定足数が確保できないとき]

- オンライン委員会の開催により定足数を確保できる場合は、オンライン委員会を開催する。
- 新たな開催日を委員長が定める。
- その日において、議会運営上の協議や調整が必要となる場合には、議会運営委員会委員及び委員の代理議員により対応を協議する。

■政策討論会、議会報告会の開催

- 開催予定の政策討論会及び議会報告会について、感染症流行を含む災害等発生における開催の可否は、議長が判断する。

（3）議会事務局職員が被災等した場合

担当間の応援体制等により会議等を運営する。ただし、状況によっては、議長に会議等の開催日の変更等の検討を依頼する。

（4）説明員が被災等した場合

説明員が多数被災等し、議案の審査等に支障を来たすおそれがある場合には、議会事務局を通して、議長に会議等の開催日の変更等の検討を依頼する。

（5）議場マイク・カメラ操作システム等が使用できない場合

小型アンプ（スピーカー）及びワイヤレスマイク、ICレコーダー、ビデオカメラ、ストップウォッチ、残時間を表示したカード等の活用により対応する。

（6）ライブ映像配信システムが使用できない場合

速やかに回復に努めるが、ライブ映像配信システムが使用できない間は、配信しないものとする。

（7）議場及び委員会室が使用不可能な場合

議場の使用が不可能になった場合は、代替施設を選定し対応する。

委員会室の使用が不可能となった場合は、オンライン委員会を開催する。

（8）市長により専決処分が行われた場合

議会は、市長により条例や予算等の専決処分が行われた場合、市長が説明責任を果たすことはもとより、その後の審査等を通じて、市民等に対し、わかりやすく説明するよう努めるものとする。